

## 東大阪市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、災害発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する高齢者施設等の防災・減災対策及び新型コロナウイルスは高齢者が重症化する危険性が高い特性があることからその感染拡大防止対策を推進するため、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱（平成18年5月29日付け老発第0529001号厚生労働省老健局長通知）及び地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱（平成24年7月17日付け厚生労働省発老0717第2号厚生労働事務次官通知）に基づいて整備に要する費用の一部を補助することにより整備の促進を図り、市内の高齢者施設等の利用者の安全・安心を確保することを目的として制定する。

### (規則との関係)

第2条 東大阪市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金（以下「補助金」という。）の交付については、東大阪市補助金等交付規則（平成元年東大阪市規則第13号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (暴力団等の排除)

第3条 次条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）に対しては本要綱に基づく補助金を交付しない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員
- (3) 東大阪市暴力団排除条例（平成24年東大阪市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者

2 市長は、必要があると認めるときは、第6条第1項に規定する申請者が暴力団等であるかどうかについて、警察署長の意見を聴くことができる。

### (補助の対象となる者及び事業)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、市内で別表1、別表2、別表3、別表4、別表5及び別表6（以下、総称して「別表」という。）の各第1欄に定める事業を行う法人とする。

2 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる整備事業とし、補助対象経費及

び補助対象外経費については次項の定めるところによる。

ただし、市長が第8条に規定する交付決定を行う前に着手された事業は補助金の対象としない。

- (1) 既存の高齢者施設等においてスプリンクラー設備等を整備する事業
- (2) 認知症高齢者グループホーム等における耐震改修及び水害対策を強化するための改修等の防災補強改修並びに利用者等の安全性確保等の観点から老朽化に伴う大規模な修繕等を実施する事業（耐震化整備、大規模修繕等及び非常用自家発電設備整備）
- (3) 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業
- (4) 高齢者施設等の給水設備整備事業
- (5) 高齢者施設等の防犯対策及び安全対策を強化する事業
- (6) 削除
- (7) 高齢者施設等の水害対策強化事業
- (8) 高齢者施設等の換気設備整備事業
- (9) 利用者等の安全性確保等の観点から社会福祉連携推進法人等による老朽化に伴う大規模な修繕等を実施する事業

3 補助金の対象となる経費は前項の各号に掲げる整備事業（施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）とする。

ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

また、次に掲げる経費については補助の対象外とする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する経費
- (2) 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に要する経費
- (3) その他施設等整備事業として適当とは認められない経費

（交付額の算定方法）

第5条 補助金は次項に掲げる方法により算出した額（当該額に1,000円未満の端数が生

じた場合は、これを切り捨てる。)を上限として、予算の範囲内において市長が決定することとする。

なお、複数の施設等が併設されている場合は、それぞれの施設等について補助金の手続きを行うこととし、この場合、次項にいう総事業費は整備全体にかかる経費を面積比によって按分した額とする。

- 2 別表の第1欄に定める対象施設等ごと(別表1においては第1欄に定める施設等において行う第2欄の整備内容ごと)に、前条第3項に定める対象経費の実支出額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第2欄に定める交付基準単価とを比較して少ない方の額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額とする。

(協議書の提出)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)はあらかじめ市長の指定する期限までに、補助金協議書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する補助金協議書が提出されたときはこれを審査し、その内容が適正と認められたときは、予算が確定している場合は文書による事務連絡(以下「内示」という。)を行い、予算が確定していない場合は直ちに協議を終了した旨の連絡を行い、予算が確定したのちに内示を行うものとする。

(交付の申請)

第7条 前条に規定する内示を受けた申請者は、補助金交付申請書(様式第2号)に市長が指定する書類を添えて、内示を受けた日の翌日から起算して40日以内に申請しなければならない。

(交付の決定等)

第8条 市長は前条に規定する申請書が提出されたときはその内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは補助金交付決定通知書(様式第3-1号)により、不適当と認めるときは補助金不交付決定通知書(様式第3-2号)により申請者に対して通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 市長は前条に規定する交付決定にあたっては、次の各号に掲げる事項を条件として付するものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適化法施行令」という。）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- (5) 前項の規定により市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を市に返還しなければならない。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運用に努めなければならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額 0 円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第 11 号）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 4 月 30 日までに市長に報告しなければならない。

なお、補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）が全国的に事業を展開する組織の支部（一支社、一支所等を含む。）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（本社、本所等を含む。以下この号において同じ。）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額の全部または一部を市に返還しなければならない。

- (8) 補助事業者は、補助事業にかかる予算及び決算の内容を明らかにした帳簿を備え当該収入および支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (9) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (10) 補助事業者が補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (11) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (12) この補助事業にかかる補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。

2 市長は必要に応じて前各号に掲げる以外の条件を付することができる。

(情報の収集)

第10条 市長は第3条第2項の規定に基づく照会を実施するために、申請者から次の各号に掲げる情報を収集するものとする

- (1) 法人の名称及び読み仮名
- (2) 法人の主たる事務所の所在地
- (3) 法人の代表者及びその他の役員並びに施設長又は管理者に係る氏名及びこれらの読み仮名、性別、生年月日、住所、役職名、職歴並びに社会福祉関係歴

2 市長は前項に規定する情報を収集するため、次の各号に掲げる書類の提出を求めるものとする。

- (1) 誓約書（様式第12号）（暴力団等ではない旨の誓約）
- (2) 申請者の登記事項の証明書（履歴事項全部証明書等）

(3) その他市長が必要と認める書類

(申請の取り下げ)

第11条 補助事業者は補助金の交付決定の内容又は交付決定に付された条件によりがたいと認めるときは、交付決定の通知を受け取った日から起算して30日以内に、交付の申請を取り下げることができる。

(変更の申請等)

第12条 補助事業者は、補助金の交付決定後の事情の変更により、補助事業の内容等を変更する場合又はやむを得ない事情により補助事業を廃止する場合は、あらかじめ補助金交付変更・廃止申請書(様式第4号)に市長が別に定める必要書類を添えて申請しなければならない。

2 市長は、補助事業者から前項に規定する申請があったときは、これを審査し、必要と認めるときは、交付の決定を取り消し又は変更し、補助金交付取消・変更決定通知書(様式第5号)により補助事業者に通知するものとする。

(状況の報告等)

第13条 補助事業者は、補助事業の実施にあたり次の各号に定めるところにより市長に報告しなければならない。

(1) 工事等の入札を行おうとするときは、入札の日の5日前までに、入札参加予定業者報告書(様式第6-1号)による。

(2) 工事等の入札を行ったときは、入札の日から起算して10日以内に入札結果報告書(様式第6-2号)による。

(3) 工事に要する予定の期間が30日を超える場合は、着工の日から起算して20日以内に工事着工報告書(様式第7-1号)による。

(4) 工事が完了したときは、完了した日から起算して20日以内又は年度末の日のいずれか早い日までに、工事完了報告書(様式第7-2号)による。

(実績報告)

第14条 補助事業者は補助事業が完了したときは、補助金実績報告書(様式第8号)に市長が指定する必要書類を添えて、補助事業完了の日から起算して30日以内(第12条第2項に規定する取消の決定通知を受けた場合は、当該通知を受け取った日から起算して30日以内)又は年度末の日のいずれか早い日までに市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 市長は前条の規定による実績報告を受けたときは、これを審査し、補助事業者の協力を得て実地に調査を行い、当該報告の内容が補助金交付決定通知書の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第9号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第16条 補助事業者は、補助金の請求をしようとするときは、前条の規定による通知書の写しを添えて、補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取り消し）

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すものとする。

- （1） 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
- （2） 補助金を他の用途に使用したとき
- （3） 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき

2 前項の規定は、当該事業が、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

（補助金の返還）

第18条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

2 市長は、前条第1項の規定による取り消しにより補助金の返還を命ずる場合は、その命令にかかる補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号、以下「適化法」という。）第19条第1項の規定により計算した加算金の納付を命じることができる。

3 前項の規定により加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てられたものとする。

4 市長は、補助事業者が補助金の返還を命じた日までに納付しなかったときは、納付を命じた日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき適化法第19条第2項の規定により計算した延滞金の納付を命ずることができる。

5 市長は、第2項及び前項の場合において、やむを得ない事情があると認められる場合は、補助事業者の申請に基づき加算金、又は延滞金の全部又は一部を免除できるものとする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年10月1日より施行する。

(廃止する要綱)

2 この要綱の施行に伴い、次の各号に掲げる要綱を廃止する。

ただし、この要綱の制定前に、廃止する要綱により交付決定を行った補助金については、従前の要綱によるものとする。

(1) 東大阪市高齢者福祉施設消防用設備等設置費補助金交付要綱

(2) 東大阪市介護ロボット導入支援事業補助金交付要綱

(3) 東大阪市高齢者施設防犯対策強化事業補助金交付要綱

(4) 東大阪市高齢者施設等非常用自家発電設備補助金交付要綱

付 則

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、令和3年5月10日より施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、令和5年7月14日より施行する。

付 則

この要綱は、令和6年3月18日より施行し、令和5年11月29日より適用する。

別表 1 (第 4 条第 2 項第 1 号に定める事業)

1 区分	2 交付基準単価	3 単位	4 補助率
ア ケアハウス イ 有料老人ホーム・小規模有料老人ホーム ウ 宿泊を伴う高齢者施設等のうち市長が特に必要と認めた施設 (通所介護事業所・認知症対応型通所介護事業所)	消火ポンプユニット等を設置 しない場合の補助上限： 9,710 円 / m <sup>2</sup> 補助下限：なし	対象施設 ごと 1 m <sup>2</sup> あたり	10 / 10
エ 小規模多機能型居宅介護事業所・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所	消火ポンプユニット等を設置 する場合の補助上限： 9,710 円 / m <sup>2</sup> と 2,440 千円 補助下限：なし	対象施設 ごと	
オ 介護医療院 (令和 6 年度までの経過措置とする。なお、自動火災報知設備の整備及び、消防機関へ通報する火災報知設備の整備は補助対象外。)	300 m <sup>2</sup> 未満の施設で自動火災報知設備を整備する場合の補助 上限： 1,080 千円 補助下限：なし	施設数	
※ 1,000 m <sup>2</sup> 未満の施設に限る 介護医療院は 3,000 m <sup>2</sup> 未満	500 m <sup>2</sup> 未満の施設で消防機関へ 通報する火災報知設備を整備 する場合の補助上限： 325 千円 補助下限：なし	施設数	

別表 2 (第 4 条第 2 項第 2 号に定める事業)

1 区分	2 交付基準単価	3 単位	4 補助率
ア 地域密着型特別養護老人ホーム	補助上限：15,400 千円 補助下限：総事業費 800 千円(非常用自家発電設備整備を除く)	施設数	10 / 10
イ 認知症高齢者グループホーム・ 認知症対応型通所介護 ウ 小規模多機能型居宅介護事業所・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 エ 地域密着型施設等のうち市長が特に 必要と認めた施設等  (定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所・介護予防拠点・地域包括支援センター)	補助上限：7,730 千円 補助下限：総事業費 800 千円(非常用自家発電設備整備を除く)	施設数	10 / 10

別表 3 (第 4 条第 2 項第 3 号に定める事業)

1 区分	2 交付基準単価	3 単位	4 補助率
ア 特別養護老人ホーム	補助上限：なし	施設数	3 / 4
イ ケアハウス	補助下限：総事業費 5,000 千円 (燃料タンクを除く)		(国： 1 / 2
ウ 介護老人保健施設			市： 1 / 4)
エ 介護医療院			
オ 養護老人ホーム			
※ 定員 30 人以上の大規模施設に限る			

別表 4 (第 4 条第 2 項第 4 号に定める事業)

1 区分	2 交付基準単価	3 単位	4 補助率
ア 特別養護老人ホーム イ ケアハウス ウ 介護老人保健施設 エ 介護医療院 オ 養護老人ホーム	補助上限：なし  補助下限：総事業費 5,000 千円	施設数	3 / 4  (国：  1 / 2  市：  1 / 4)
カ 地域密着型特別養護老人ホーム キ 認知症高齢者グループホーム・ 認知症対応型通所介護 ク 小規模多機能型居宅介護事業所・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ケ 地域密着型施設等のうち市長が特に 必要と認めた施設等(定期巡回・随時 対応型訪問介護看護事業所・介護予 防拠点・地域包括支援センター)	補助上限：なし  補助下限：なし		

別表 5 (第 4 条第 2 項第 5 号に定める事業)

1 区分	2 交付基準単価	3 単位	4 補助率
ア 特別養護老人ホーム	補助上限：なし	施設数	3 / 4
イ ケアハウス	補助下限：なし		(国：
ウ 介護老人保健施設			1 / 2
エ 介護医療院			市：
オ 養護老人ホーム			1 / 4)
カ 有料老人ホーム			
キ 通所介護事業所			
ク 認知症対応型通所介護事業所			
ケ 老人短期入所施設			
コ 認知症高齢者グループホーム			
サ 小規模多機能型居宅介護事業所			
シ 看護小規模多機能型居宅介護事業所			
ス 定期巡回・随時対応型訪問介護看護			
事業所			
セ 介護予防拠点			
ソ 地域包括支援センター			
※ 定員、規模及び地域密着型かどうか			
に関わらない			

別表 6 (第 4 条第 2 項第 6 号に定める事業)

削除

別表 7 (第 4 条第 2 項第 7 号に定める事業)

1 区分	2 交付基準単価	3 単位	4 補助率
ア 特別養護老人ホーム	補助上限：なし	施設数	3 / 4
イ ケアハウス	補助下限：総事業費 800 千円		(国：
ウ 介護老人保健施設			1 / 2
エ 介護医療院			市：
オ 養護老人ホーム			1 / 4)
※ 定員 30 人以上の大規模施設に限る			

別表 8 (第 4 条第 2 項第 8 号に定める事業)

1 区分	2 交付基準単価	3 単位	4 補助率
ア 特別養護老人ホーム	補助上限：整備を行う居室の床	施設数	10 / 10
イ ケアハウス	面積 × 4,000 円 / m <sup>2</sup>		
ウ 介護老人保健施設	補助下限：なし		
エ 介護医療院			
オ 養護老人ホーム			
カ 有料老人ホーム			
キ 老人短期入所施設			
ク 認知症高齢者グループホーム			
ケ 小規模多機能型居宅介護事業所			
コ 看護小規模多機能型居宅介護事業所			
※ 定員、規模及び地域密着型かどうかに関わらない			

別表 9 (第 4 条第 2 項第 9 号に定める事業)

1 区分	2 交付基準単価	3 単位	4 補助率
ア 特別養護老人ホーム イ ケアハウス ウ 介護老人保健施設 エ 介護医療院 オ 養護老人ホーム  ※ 定員 30 人以上の大規模施設に限る	補助上限：61,600 千円  補助下限：総事業費 800 千円	施設数	3 / 4  (国：  1 / 2  市：  1 / 4)